

2022年12月21日

一般社団法人 投資信託協会  
会長 松谷博司 殿

いちよしアセットマネジメント株式会社  
取締役社長 添田 智 則

## 正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

### 1. 委託会社等の概況

#### (1) 資本金の額

2022年11月末現在	資本金	490,000,000 円
	発行可能株式総数	16,000 株
	発行済株式総数	15,200 株

- 過去5年間における主な資本金の増減  
該当事項はありません。

#### (2) 委託会社の機構 (2022年11月末現在)

##### ① 取締役会

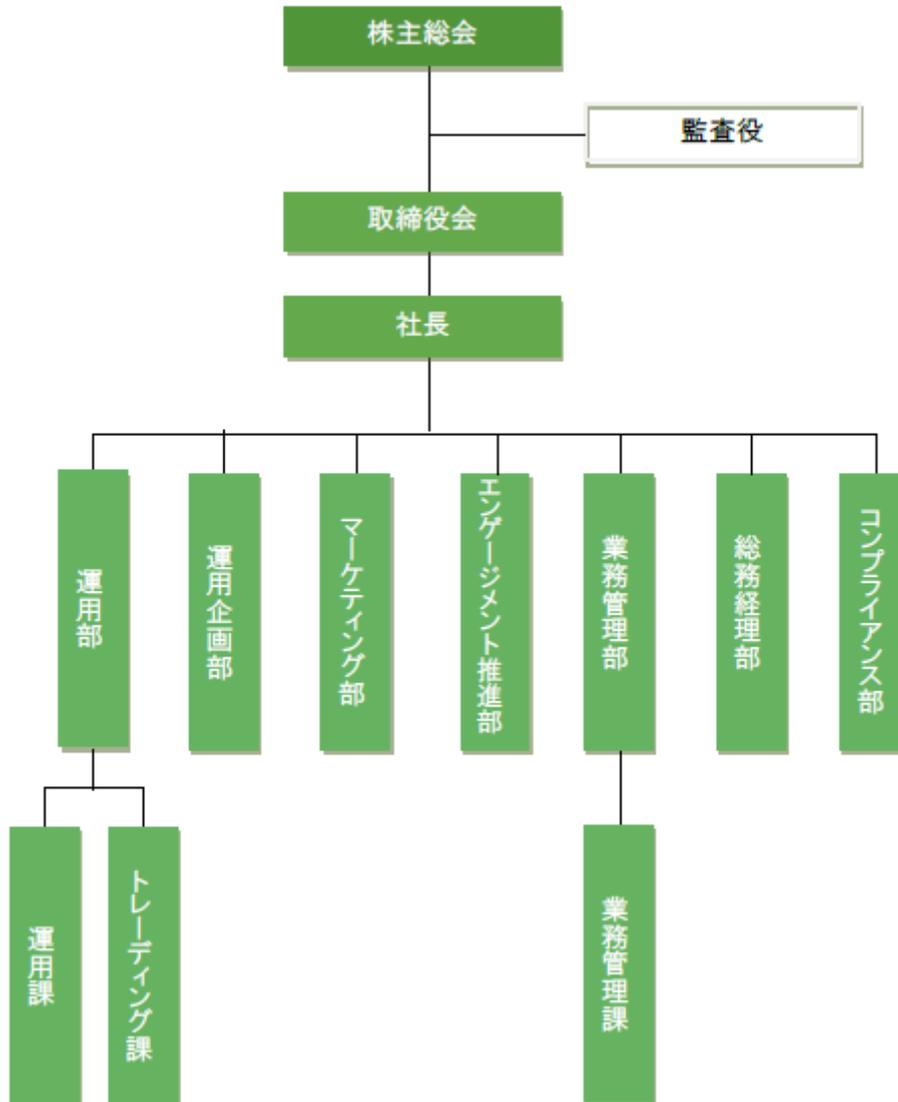
8名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。

取締役会はその決議により、取締役の中から代表取締役を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当社の重要な業務の執行について決定し、その決議は取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行います。

## ② 組織図



## ③委託会社の運用体制

### 1) 運用方針等の決定

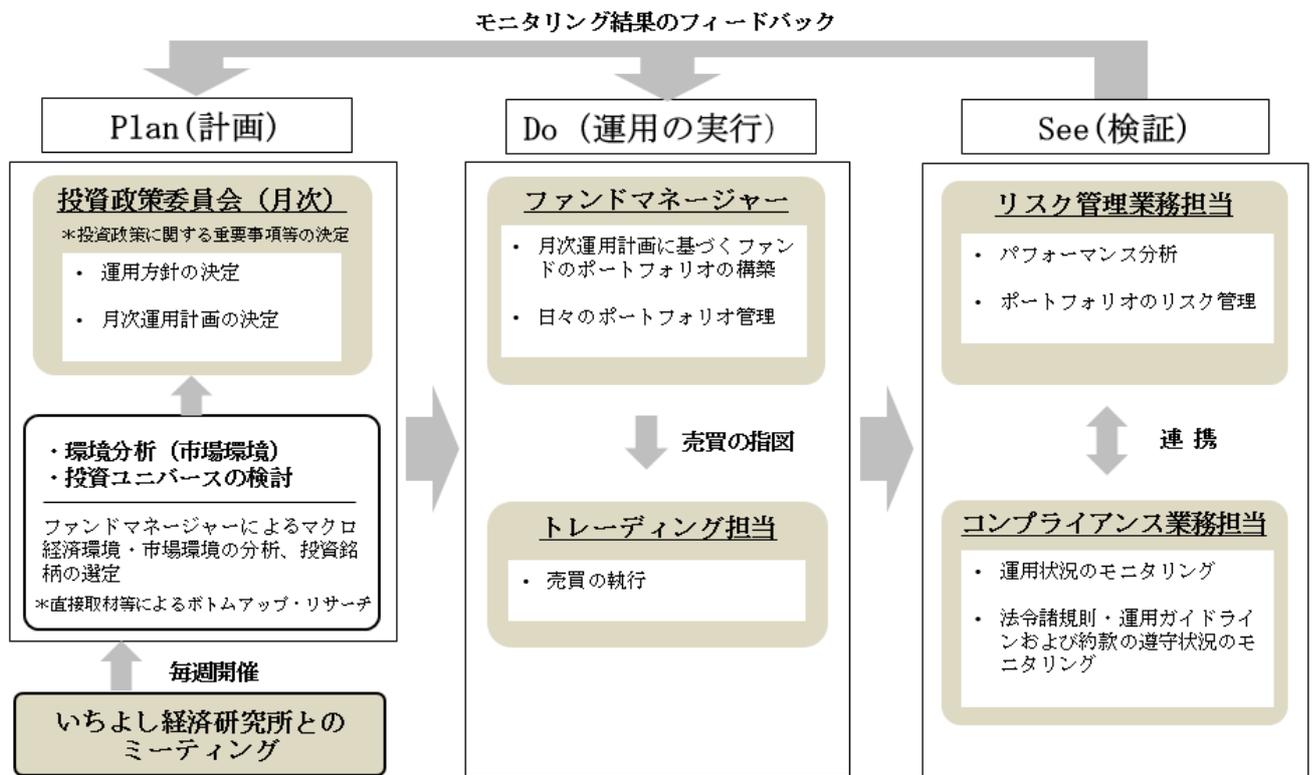
ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境の分析を行います。投資ユニバース組入れ銘柄については、主としていちよし経済研究所のユニバース銘柄の中より検討・協議を行います。協議を元に月1回の投資政策委員会において運用方針を決定し、月次運用計画を策定いたします。

### 2) 運用の実行

ファンドマネージャーは月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオを構築し、日々のモニタリングによりポートフォリオ管理を行いながら売買の執行を行います。

### 3) 検証

ミドル部門によるパフォーマンス分析、ポートフォリオ管理を行なう他、コンプライアンス担当者により、日々の売買状況、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款等の遵守状況についてモニタリングが行なわれます。異常があった場合、直ちに運用部門に状況確認がなされ、対応結果の報告を行います。運用状況については、毎月の投資政策委員会において報告が行なわれます。



## 2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2022年11月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
公募証券投資信託	10	342,405
追加型株式投資信託	10	342,405
単位型株式投資信託	0	0
私募証券投資信託	17	56,273
合計	27	398,679

### 3. 委託会社等の経理状況

#### 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるいちよしアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

#### 2. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号、以下、「中間財務諸表規則」という。）並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

#### 3. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 36 期事業年度（2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 37 期事業年度の中間会計期間（2022 年 4 月 1 日から 2022 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

#### (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2022 年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,601,166	1,154,996
前払費用	4,290	12,743
立替金	20,937	20,057
未収委託者報酬	674,470	849,291
未収運用受託報酬	78,087	42,639
未収投資助言報酬	22,879	15,122
流動資産合計	2,401,832	2,094,851
固定資産		
有形固定資産		

建物	17,926	16,435
器具・備品	7,174	6,518
有形固定資産合計	※1 25,101	※1 22,954
無形固定資産		
ソフトウェア	7,342	5,366
商標権	445	369
無形固定資産合計	7,788	5,735
投資その他の資産		
投資有価証券	288,316	290,825
長期差入保証金	26,294	25,025
長期前払費用	38	—
その他の投資	5,944	—
繰延税金資産	26	6,541
投資その他の資産合計	320,619	322,392
固定資産合計	353,509	351,082
資産合計	2,755,341	2,445,933
負債の部		
流動負債		
前受収益	9,808	3,520
預り金	5,046	4,540
未払金	481,502	608,914
未払手数料	※2 221,072	※2 280,204
その他未払金	※2 260,429	※2 328,709
未払費用	42,403	44,473
未払法人税等	41,147	61,520
未払消費税等	31,597	55,751
賞与引当金	3,873	3,854
流動負債合計	615,379	782,574
固定負債		
固定負債合計	—	—
負債合計	615,379	782,574
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
利益準備金	122,500	122,500
利益剰余金		

その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,494,634	1,023,227
株主資本合計	2,107,134	1,635,727
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	32,828	27,631
純資産合計	2,139,962	1,663,359
負債・純資産合計	2,755,341	2,445,933

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,126,631	3,002,545
運用受託報酬	299,873	166,703
投資助言報酬	71,039	55,929
営業収益合計	2,497,544	3,225,179
営業費用		
支払手数料	※1 842,007	※1 1,196,552
広告宣伝費	9,328	18,433
調査費	207,325	238,680
情報機器関連費	107,750	134,902
営業資料費	24,117	18,241
委託費	75,458	85,536
事務委託費	46,432	46,206
器具備品費	2,096	2,792
営業雑経費	6,243	8,680
通信運送費	3,481	5,885
協会費	2,629	2,533
諸会費	12	72
会議費	7	1
教育研究費	112	187
営業費用合計	1,113,434	1,511,345
一般管理費		
給料	331,995	343,640

役員報酬	77,040	51,660
従業員給料	200,266	237,721
その他報酬給料	7,966	5,891
賞与引当金繰入	3,873	3,854
福利厚生費	42,848	44,514
交際費	411	374
旅費交通費	951	1,616
租税公課	19,199	23,170
不動産賃借料	40,653	38,762
その他不動産関係費	5,432	5,521
新聞書籍費	680	653
消耗品費	348	464
水道光熱費	1,327	1,449
雑費	802	595
減価償却費	5,947	6,164
一般管理費合計	407,749	422,413
営業利益	976,361	1,291,420
営業外収益		
雑収入	1,392	4,129
営業外費用		
雑損失	—	32
経常利益	977,753	1,295,518
特別利益		
投資有価証券売却益	1,664	—
特別損失		
投資有価証券売却損	125	—
固定資産除却損	—	173
税引前当期純利益	979,293	1,295,345
法人税、住民税及び事業税	302,990	402,973
法人税等調整額	△3,286	△4,221
法人税等合計	299,704	398,752
当期純利益	679,589	896,593

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	利益 準備金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	490,000	122,500	1,575,044	2,187,544	△20,748	2,166,796
当期変動額						
剰余金の配当			△760,000	△760,000		△760,000
当期純利益			679,589	679,589		679,589
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純額）					53,576	53,576
当期変動額合計	—	—	△80,410	△80,410	53,576	△26,834
当期末残高	490,000	122,500	1,494,634	2,107,134	32,828	2,139,962

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	利益 準備金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	490,000	122,500	1,494,634	2,107,134	32,828	2,139,962
当期変動額						
剰余金の配当			△ 1,368,000	△ 1,368,000		△ 1,368,000
当期純利益			896,593	896,593		896,593
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純額）					△5,196	△5,196
当期変動額合計	—	—	△471,406	△471,406	△5,196	△476,603
当期末残高	490,000	122,500	1,023,227	1,635,727	27,631	1,663,359

## 【重要な会計方針】

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### その他有価証券

##### 市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

##### 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

##### 建物附属設備及び構築物

- |                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| ・2007年4月1日から2016年3月31日までに取得したもの | 定率法 |
| ・2016年4月1日以降に取得したもの             | 定額法 |

##### 上記以外

- |                      |      |
|----------------------|------|
| ・2007年3月31日以前に取得したもの | 旧定率法 |
| ・2007年4月1日以降に取得したもの  | 定率法  |

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物附属設備及び構築物	15年
器具・備品	4年～20年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

#### (1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識

され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に基づき、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる均一の助言サービスの提供により履行義務が充足されるという前提に基づき、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

(単位：千円)

	前事業年度 (2021 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2022 年 3 月 31 日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	17,480	21,144
※2 関係会社に対する資産及び負債		
未払手数料	218,761	278,361
その他未払金	254,067	324,265

(損益計算書関係)

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020 年 4 月 1 日	当事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日

	至 2021年3月31日)	至 2022年3月31日)
※1 関係会社に対する取引の主なもの 支払手数料	826,701	1,185,819

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式数に関する事項

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	15,200	—	—	15,200

当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	15,200	—	—	15,200

2. 配当に関する事項

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月17日 定時株主総会	普通株式	760	50,000	2020年3月31日	2020年6月19日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 日定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	912	60,000	2021年3月31日	2021年6月24日

当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	912	60,000	2021年3月31日	2021年6月24日
2021年10月27日 取締役会	普通株式	456	30,000	2021年9月30日	2021年11月12日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月21 日定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	608	40,000	2022年3月31日	2022年6月23日

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）をご参照ください。また、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

前事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	288,316	288,316	—
資産計	288,316	288,316	—

当事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	290,825	290,825	—
資産計	290,825	290,825	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年以内
(1) 預金	1,601,080	—	—	—

(2) 未収委託者報酬	674,470	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	78,087	—	—	—
(4) 未収投資助言報酬	22,879	—	—	—
合計	2,376,518	—	—	—

当事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年以内
(1) 預金	1,154,943	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	849,291	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	42,639	—	—	—
(4) 未収投資助言報酬	15,122	—	—	—
合計	2,061,996	—	—	—

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2022年3月31日）

当該金融商品は投資信託のみであります。「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に従い経過措置を適用するため、投資信託の時価はレベルごとの内訳表記をしております。投資信託の貸借対照表計上額は290,825千円です。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	278,421	231,000	47,421
小計	278,421	231,000	47,421
貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	9,895	10,000	△105
小計	9,895	10,000	△105
合計	288,316	241,000	47,316

当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	251,563	210,000	41,563
小計	251,563	210,000	41,563
貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	39,262	41,000	△1,737
小計	39,262	41,000	△1,737
合計	290,825	251,000	39,825

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	20	1	0
合計	20	1	0

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上記その他有価証券の「売却額」「売却益」「売却損」には、「償還額」「償還益」「償還損」が含まれています。

(収益認識関係)

1.顧客との契約から生じる収益の分解情報

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
運用受託報酬	166,703
投資助言報酬	55,929
委託者報酬	3,002,545
合計	3,225,179

(注) 収益の分解情報は損益計算書の収益を基礎としております

2.収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「財務諸表 重要な会計方針に係る事項 4.収益及び費用の計上基準」に記載しております

(税効果会計関連)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	1,523	1,526
未払社会保険料	409	350
未払事業税	8,787	13,001
資産除去債務	3,537	3,858

減価償却の償却超過	258	—
その他有価証券評価差額金	—	—
繰延税金資産 小計	14,514	18,735
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	14,514	18,735
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	14,488	12,194
繰延税金負債 合計	14,488	12,194
繰延税金資産の純額	26	6,541

## 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、前事業年度、当事業年度ともに法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

### (資産除去債務関係)

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

重要性がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

重要性がないため、記載を省略しております。

### (セグメント情報等)

#### [セグメント情報]

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

### 1 サービスごとの情報

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

本邦の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

本邦の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

### (2) 有形固定資産

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

本邦に所有している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

本邦に所有している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

外部顧客への売上のうち損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載ありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

外部顧客への売上のうち損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載ありません。

### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

### [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有者)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	いちよし証券株式会社	東京都中央区	14,577	証券業	被所有 直接 100% 間接 —	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払い※1	809,827	未払手数料	218,761
						特定金銭信託、及び年金信託に関する投資一任契約の代理に関する業務	代理業務にかかる報酬の支払い※2	16,874	前払費用	—
						役員の兼任 出向者の受入	出向者負担金の支払い※2	196,470	—	—
						連結納税	連結納税に伴う支払予定額	247,247	未払金	247,247

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 投資信託に係る事務代行手数料の支払いについては、商品性等を勘案し総合的に決定

しております。

※2 代理業務にかかる報酬の支払い及び、出向者負担金の支払いについては、いちよし証券株式会社と協議して決定しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容又は職業	議決権等の 所有（被所有者）割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	いちよし証券株式会社	東京都中央区	14,577	証券業	被所有 直接 100% 間接 —	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払い※1	1,171,551	未払手数料	278,361
						特定金銭信託、及び年金信託に関する投資一任契約の代理に関する業務	代理業務にかかる報酬の支払い※2	14,267	前払費用	—
						役員の兼任 出向者の受入	出向者負担金の支払い※2	196,422	—	—
						連結納税	連結納税に伴う支払予定額	324,265	未払金	324,265

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 投資信託に係る事務代行手数料の支払いについては、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

※2 代理業務にかかる報酬の支払い及び、出向者負担金の支払いについては、いちよし証券株式会社と協議して決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### 親会社情報

いちよし証券株式会社（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	140,786円99銭	109,431円52銭
1株当たり当期純利益金額	44,709円82銭	58,986円39銭

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないために記載していません。

1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,139,962	1,663,359
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	15,200	15,200

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益(千円)	679,589	896,593
普通株式の期中平均株式数(株)	15,200	15,200

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

1.中間財務諸表

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	当中間会計期間末 (2022年9月30日)
資産の部	
流動資産	
現金・預金	796,478
前払費用	14,441
立替金	17,909
未収委託者報酬	898,746
未収運用受託報酬	44,731
未収投資助言報酬	14,104
流動資産合計	1,786,413
固定資産	
有形固定資産	
建物	15,694
器具・備品	5,787
有形固定資産合計	※1 21,481
無形固定資産	
ソフトウェア	4,440
商標権	331
無形固定資産合計	4,771
投資その他の資産	
投資有価証券	287,698
長期差入保証金	25,025
繰延税金資産	7,780
投資その他の資産合計	320,504
固定資産合計	346,757
資産合計	2,133,171
負債の部	
流動負債	
前受収益	8,881
預り金	6,850
未払金	311,543
未払手数料	290,569

その他未払金	20,973
未払費用	69,882
未払法人税等	195,783
未払消費税等	30,605
賞与引当金	2,637
流動負債合計	626,185
固定負債	
固定負債合計	—
負債合計	626,185
純資産の部	
株主資本	
資本金	490,000
利益剰余金	
利益準備金	122,500
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	875,962
利益剰余金合計	998,462
株主資本合計	1,488,462
その他有価証券評価差額金	18,523
純資産合計	1,506,985
負債・純資産合計	2,133,171

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	1,576,666
運用受託報酬	68,559
投資助言報酬	21,219
営業収益合計	1,666,444
営業費用及び一般管理費	※1 1,001,030
営業利益	665,414
営業外収益	80
営業外費用	—
経常利益	665,494
特別利益	—
特別損失	—
税引前中間純利益	665,494
法人税、住民税及び事業税	201,979
法人税等調整額	2,780
中間純利益	460,734

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益 準備金	利益剰余金		株主資本 合計
			その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	490,000	122,500	1,023,227	1,145,727	1,635,727
当中間期変動額					
剰余金の配当			△608,000	△608,000	△608,000
中間純利益			460,734	460,734	460,734
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）					
当中間期変動額合計	—	—	△147,265	△147,265	△147,265
当中間期末残高	490,000	122,500	875,962	998,462	1,488,462

	評価・換算差額等	純資産 合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	27,631	1,663,359
当中間期変動額		
剰余金の配当		△608,000
中間純利益		460,734
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）	△9,107	△9,107
当中間期変動額合計	△9,107	△156,373
当中間期末残高	18,523	1,506,985

## 重要な会計方針に係る事項

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) その他有価証券

市場価格のない 株式等以外のもの	中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
市場価格のない 株式等	移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

建物附属設備及び構築物

・2007年4月1日から2016年3月31日までに取得したもの	定率法
・2016年4月1日以降に取得したもの	定額法

上記以外

・2007年3月31日以前に取得したもの	旧定率法
・2007年4月1日以降に取得したもの	定率法

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物附属設備及び構築物	15年
器具・備品	4年～20年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

#### (1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は一定の期間にわたる運用により履行義務

が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

## (2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に基づき、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

## (3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる均一の助言サービスの提供により履行義務が充足されるという前提に基づき、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

## 5. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

### (会計方針の変更)

#### (時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

### (追加情報)

#### (グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日。以下「実務対応報告第 42 号」という。）に従っております。また、実務対応報告第 42 号第 32 項(1)に基づき、実務対応報告第 42 号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2022年9月30日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	21,943 千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	1,472 千円
無形固定資産	964 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1.発行済株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	15,200	—	—	15,200

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月21日 定時株主総会	普通株式	608	40,000	2022年3月31日	2022年6月23日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年10月26日 取締役会	普通株式	456	30,000	2022年9月30日	2022年11月11日

(金融商品関係)

1.金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注2）をご参照ください）。また、

現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

当中間会計期間末（2022年9月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	287,698	287,698	—
資産計	287,698	287,698	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

（注2）市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

該当事項はありません。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間末（2022年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
証券投資信託	—	287,698	—	287,698
資産計	—	287,698	—	287,698

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

当中間会計期間末 (2022年9月30日)

種類	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	240,213	210,000	30,213
小計	240,213	210,000	30,213
中間貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	47,485	51,000	△3,514
小計	47,485	51,000	△3,514
合計	287,698	261,000	26,698

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
運用受託報酬	68,559
投資助言報酬	21,219
委託者報酬	1,576,666
合計	1,666,444

(注) 収益の分解情報は中間損益計算書の収益を基礎としております

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「中間財務諸表 重要な会計方針に係る事項 4.収益及び費用の計上基準」に記載しております

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

1 サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が、中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所有している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (2022年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	99,143円81銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	1,506,985
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	1,506,985
普通株式の発行済株式総数(株)	15,200
普通株式の自己株式数(株)	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(株)	15,200

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自2022年4月1日 至2022年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	30,311円49銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	460,734
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	460,734
普通株式の期中平均株式数(株)	15,200

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2022年6月22日

いちよしアセットマネジメント株式会社  
取締役会御 中

EY 新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているいちよしアセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよしアセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切で

あるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する

重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1.上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません

2022年12月13日

いちよしアセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 福村 寛

#### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているいちよしアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、いちよしアセットマネジメント株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2022年4月1日から2022年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。  
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視するこ

とにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
  - ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。
- 監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません

公開日 2022 年 12 月 21 日

作成基準日 2022 年 12 月 13 日

本店所在地 東京都中央区八丁堀二丁目 23 番 1 号  
お問い合わせ先 コンプライアンス部